

平成20年5月30日

## 改正エンジェル税制に係る確認書交付全国第1号について

～「所得控除制度」の創設により、ベンチャー企業への更なる投資促進に期待～

平成20年度の税制改正において、[エンジェル税制](#)(ベンチャー企業投資促進税制)の拡充が図られ、新たに「所得控除制度」が創設されました。(詳細は3頁参照)

改正後のエンジェル税制に係る全国第1号案件として、本日5月30日付けで、アルカーナ株式会社及びユナイテッド・アドバイザーズ株式会社に対し、当局から本税制の対象となる事に関する確認書を交付しました。この2社への交付は、近畿経済産業局が同じく本日付けで交付した1社(株式会社ポラリスRx)と並び、全国初となるものです。

アルカーナ株式会社については、投資を受けた後に、その投資と自社が本税制の対象となる事に関する確認書の交付です。一方、ユナイテッド・アドバイザーズ株式会社については、投資を受ける前に、自社が本税制の対象となる事に関する確認書(事前確認書)の交付です。なお、事前確認書の交付を受けた企業については、経済産業省及び関東経済産業局のHP上で公表します。(HP掲載の効果としては、個人投資家が本税制の対象企業を予め確認出来るため、対象企業への投資が促進される事などが考えられます)

### 1. アルカーナ株式会社の企業概要

代表取締役社長 原田 和英

所在地 東京都港区東麻布三丁目7番13 - 501号

設立 平成19年6月15日

資本金 3210万円

電話番号 03 - 5575 - 6009

URL <http://www.arcarna.com/>

#### 事業概要

「個人のエンパワーメント(助力)」を理念とし、それを実現する「ソーシャルメディア(ユーザ間の情報インフラ)」の社会への提供をコンセプトに、個人の可能性を引き出す Web サービスを主要事業として展開している。

#### [主な事業概要]

##### 「サービス EC」事業

「物ではなくサービス売る」というコンセプトのもと、自社運営のECサイト「ドリームエクスペリエンス.jp (<http://dreamexperience.jp/>)」にて、「新種のバラの命名権」など夢を想起させるサービスを販売。利用者自身の参加やリクエスト、オーダーメイドも受け付けており、インタラクティブなサービス展開を行っている。

##### 「ソーシャルメディア」事業

個人の可能性を引き出す Web サイトを構築中。開発は2007年夏からスタートし、2008年夏に公開予定。

##### 「R&D」事業

自社メディアの企画、開発を海外や外部のエンジニア、デザイナーとも提携し、独自の組織形態で展開。

現在、「vlog(動画ブログ)」や複数のコミュニティサイトを運営。ブログメディアも展開し、世界中の Web サー

ピストレンドを発信。「ソーシャルネットワーキング.jp」では 3,000 以上の記事を公開、「ソーシャルメディア.jp」では、2,500 以上のサイトを紹介している。

#### 「コンサルティング」事業

数多くのソーシャルメディア利用・運営の知見を活用して、企業のソーシャルメディア展開に関する企画立案や戦略設計を行っている。

## 2. ユナイテッド・アドバイザーズ株式会社の企業概要

代表取締役 西内 孝文 所在地 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー15階

設立 平成19年7月3日 資本金 300万円

電話番号 03 - 5456 - 5565 URL <http://www.united-advisers.com/>

#### 事業概要

ユナイテッド・アドバイザーズ株式会社は、相続・事業承継分野におけるコンサルティングサービスの提供を目的として設立された企業である。顧客ニーズを重視したワンストップサービスを実現するため、役員・従業員の全員が税理士、弁護士、公認会計士、司法書士、ファイナンシャルプランナーのいずれかの有資格者のみで構成されており、各専門家の業務範囲に制約を受けない長期継続的なサービスを受けることができる点に特色がある。

[主な事業概要] 会員制を採用しており、個人会員向けサービスと法人会員向けサービスを行っている。

#### 個人会員向けサービス

- ・資産価値の評価、相続税対策
- ・遺言書作成に関するコンサルティング、遺言書の保管、遺言執行
- ・任意後見(成年後見)
- ・資産運用に関する助言

#### 法人会員向けサービス

- ・自社株式の評価、オーナー経営者の相続対策
- ・種類株式などを活用した自社株対策
- ・後継者教育
- ・MBO・M&Aコンサルティング

### 3. エンジェル税制の概要について

#### (1) エンジェル税制とは

個人投資家からベンチャー企業への投資を促進するため平成9年度に創設された、個人投資家に対する税制優遇措置です。

ベンチャー企業の株式を金銭の払込みにより取得した個人は、経済産業局において、税制適用要件であるベンチャー企業の要件 投資家の要件 の両方の確認を受けることにより、投資時点と売却時点において優遇措置を受けることが可能となります。

- (1) 投資時点[投資額をその年の総所得金額又は他の株式譲渡益から控除(繰延)]  
(前者は平成20年4月1日以降、後者は平成15年4月1日以降の払込に限る)
- (2) 売却時点:利益が発生した場合[譲渡益を1/2に圧縮して課税]  
(平成12年4月1日から平成20年4月30日までの払込に限る)
- (3) 売却時点:損失が発生した場合[損失の翌年以降3年間の繰越控除]

#### (2) 所得控除制度の内容

- ・一定の要件を充たしたベンチャー企業に対して投資をした場合、「ベンチャー企業への投資額 - 5,000円」をその年の総所得金額から控除することができる投資時点での優遇措置を追加  
控除対象となる投資額の上限は、「総所得金額の40%」と「1,000万円」のいずれか低い方  
従前の投資時点での優遇措置(他の株式譲渡益からの控除)とは選択的に利用可能

#### (3) 所得控除制度の導入の経緯

従来、投資時点でのエンジェル税制の優遇措置は、本税制の対象となる事の確認を受けた投資家が有する他の株式会社の株式の譲渡益から、税制の対象となる確認を受けたベンチャー企業への投資額を控除するというものでしたが、株式投資をしている方にとっては、税制優遇が株価水準に左右され、また、株式投資をしていない方にとっては、他の株式譲渡益がないため税制優遇を利用できない、というものでした。

しかし、平成20年度の税制改正において、所得控除制度が導入されたことにより、株式投資をしていない方も税制優遇を利用でき、株式投資をしている方も株価水準に影響されずに税制優遇を受けられます。

これまで以上に優遇措置を拡充した本税制によって、ベンチャー企業への投資促進が期待されます。

エンジェル税制の概要はHPでもご案内しております。

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/index\\_angel\\_1main.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/index_angel_1main.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局 地域経済部 新規事業課

担当者: 富士森、三枝、西島

電話: 048-600-0276 (直通)